



## 【募集職種等】

募集職種	採用予定人数	主な職務内容
国保窓口補助職員	1名	国民健康保険課に配属されます。 主な職務内容は、次のとおりです。  (1) 待合スペースで各種届出書や申請書の書き方などの案内 <u>(※立ち仕事となります。)</u> (2) パソコンを利用したデータ入力、帳票発行 (3) 各種発送物の封入・封緘や書類整理 (4) 電話対応業務

## 【選考方法】

選考方法: 書類審査及び面接(下記の受付時間中に本人が選考申込書を持参してください。  
受付日当日の面接と、書類審査により後日決定となります。)

## 【受付時間】

令和8年3月17日(火): 13:00~16:30

18日(水): 9:00~11:30、13:00~16:30

19日(木): 9:00~11:30

(国民健康保険課へご持参ください。)

## 問い合わせ先・申し込み先

川口市役所 保健部 国民健康保険課 保険係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話048(271)9326

## 1 選考基準等

募集職種	書類選考の基準
国保窓口 補助職員	1 次のいずれかの事務に従事した経験のある方 (1) 国、地方自治体等において国民健康保険に関する事務 (2) 金融機関や地方自治体等の窓口案内係または電話対応に関する事務 (3) 事業所等で健康保険や厚生年金に関する事務  2 週4日(土、日、祝日のほか、原則1日週休日を指定) 午前8時45分から午後4時45分(うち7時間、休憩1時間)まで勤務 できる方
※税理士等の資格は不要です。 また、学歴・年齢等の要件はありません。	

### (1) 事務従事経験について

ア 事務従事経験には会社員や公務員などとして、1年以上継続した期間が該当します。これらの事務従事経験期間については、書類選考の判断基準のひとつとなります。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

イ 休業など(育児休業、介護休業など)により、実際、事務に従事しなかった期間については、経験として考慮されません。

ウ 事務従事経験についての具体的な内容は、面接時に確認することとなります。

### (2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 川口市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 2 申込手続き及び受付期間

申込方法		
受付	期 間	令和8年3月17日（火）から19日（木）
	申込先	〒332-8601 川口市青木2-1-1 第二本庁舎2階1番窓口 川口市役所 保健部 国民健康保険課 (国民健康保険課 保険係 小山までご持参ください。)
提出書類		○「令和8年4月1日採用予定 会計年度任用職員（国保窓口補助職員） 選考申込書」（写真を貼付すること）
注意事項		<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>必ず受付時間中に川口市役所国民健康保険課までご持参ください。</u></li><li>・ 申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。</li><li>・ ボールペンで記入すること。（プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。）</li><li>・ 提出された書類は返却いたしません。</li><li>・ 提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。</li></ul>

## 3 選考結果等について

- (1) 面接後、概ね1週間以内に選考の結果通知を郵送します。
- (2) 内定者の配属先は、選考結果にてお知らせします。
- (3) 採用日は、令和8年4月1日となります。
- (4) 次の事項に該当する場合は、内定を取り消します。
  - ア 提出した書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又は職務遂行に堪えないことが明らかとなった場合
  - ウ その他、任命権者が不相当と認めた場合

## 4 任用期間

- (1) 任用期間は、1会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）に限るものとなります。

(2) 市の都合（予算等）により、内定を取り消す場合があります。予めご了承ください。

## 5 勤務時間・休暇・給与等（令和7年12月現在）

### (1) 勤務日

月曜日～金曜日のうち、週4日

### (2) 勤務場所

国民健康保険課内又は市役所内の指定した場所

### (3) 勤務時間

午前8時45分～午後4時45分（うち7時間、休憩1時間）

### (4) 休日

土曜日、日曜日、平日のうち週1日（国民健康保険課の指定する曜日）及び国民の祝日並びに  
12月29日から翌年1月3日まで

### (5) 休暇

年次有給休暇等 川口市の条例に定める休暇を付与

### (6) 報酬

#### ア 予定月額報酬（地域手当含む）

月額 178,393円程度（所得税及び社会保険料等の控除前の金額）

※社会変動などにより、上記金額が変更になることがあります。

#### イ その他

アの他、支給要件に該当する場合、期末手当が支給されます。

また、通勤手当相当の金額が支給されます。

### (7) 福利厚生等

ア 法令に基づき、社会保険に加入します。

イ 健康管理について、定期健康診断等、職員に準じた制度があります。

### (8) その他

地方公務員法の規定により、採用はすべて条件付採用となり、1か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。